

収入印紙

# 建設発生土砂処理委託契約書

甲  
捨印

乙  
捨印

排出事業者： (以下「甲」という) と、処分業者：株式会社明神リサイクルセンター  
(以下「乙」という) は、甲の事業場から排出される建設発生土砂の処分に関して次のとおり契約を締結する。

## 【第1条】 《委託内容》

### 1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。  
なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の写しを甲に提出する。

#### ◎処分に関する事業範囲

許可府県・政令市・中核市： 明石市  
許可の有効期限： 令和7年12月9日  
事業区分： 最終(埋立)処分  
産業廃棄物の種類： 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物  
許可の条件： 埋立処分地の場所は、事業の範囲欄記載の場所に限る。  
許可番号： 第12734021573号

### 2. (委託する建設発生土砂の発生場所、工事名、委託期間、種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する建設発生土砂は次のとおりとする。

発注者： .....

発生場所： .....

工事名： .....

委託期間： 有効期間、令和.....年.....月.....日から令和.....年.....月.....日の.....間とする。

### 種類・数量及び単価(消費税は含まない)

| 種類       | 単価       | 数量 | 単位 |
|----------|----------|----|----|
| 建設発生土砂   | 1,800円/t |    | t  |
| 建設発生粘性土砂 | 2,400円/t |    | t  |
| 高含水粘性土   | 4,300円/t |    | t  |

### 3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は甲から委託された前項の建設発生土砂を次のとおり処分する

事業所の名称： (株)明神リサイクルセンター  
所在地： 明石市大久保町松陰字石ヶ谷1240番  
方法及び処理能力： 方法(埋立) 処理能力(149,722.9m<sup>3</sup>)

### 4. (収集運搬業者)

建設発生土砂の収集・運搬は、甲が指定する下記の業者とする。

住所： .....

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

氏名： .....

許可番号： 発生場所番号..... 処分場所番号.....

(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)

### 5. (建設発生土砂の検収)

建設発生土砂の検収は乙のトラックスケールにて計量し、責任の所在を明確に明確にする為に処理品引受票を発行し検収とする。

## 【第2条】 《義務と責任》

### 1. (甲)

- 甲は、本契約第1条第2項で定める建設発生土砂以外の物を搬入してはならない。
- 甲は、委託する建設発生土砂の処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないようにする。万一混入した事により、乙の業務に重大な支障が生じた場合には、乙は委託物の引取を拒否する事ができる。この場合において甲は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

### 2. (乙)

- 乙は甲から委託された建設発生土砂を、処分完了まで法令に基づき適正に処分する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲に、その事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力をする。

## 【第3条】 《手数料・消費税・支払い》

- 甲の委託する建設発生土砂の処分業務に関する委託手数料については、第1条第2項で定める単価に基づき算出する。
- 甲の委託する建設発生土砂の処分業務についての消費税は、甲が負担する。
- は乙からの委託手数料の請求に対し当日現金支払い、若しくは、.....日締切、翌月.....日現金支払いとする。

## 【第4条】 《機密保持》

甲、乙は、この契約に関して、業務上知り得た相手方の機密を承諾を得ず第三者に漏洩してはならない。

## 【第5条】 《契約の解除》

甲、乙は相手方がこの契約の各条項の何れかに違反した時は、この契約を解除することが出来る。

## 【第6条】 《協議》

この契約に定めのない事項又は、この契約の各条項に関する疑義が生じた時は、その都度甲、乙が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

## 【第7条】 《内容の変更》

- 甲、乙は必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
- 乙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は、変更契約を締結する。
- 甲、乙は、契約単価、又は委託期間を変更する時、又は予定数量に大幅な変動が生ずる時は、甲と乙で協議の上変更契約を締結する。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲が本書を保有、乙はその写しを保有する。

令和.....年.....月.....日

甲

本契約の担当者名・連絡先

氏名： .....

電話： .....

印

乙

神戸市西区平野町中津1337番地の3

株式会社 明神リサイクルセンター

代表取締役 樽谷 龍太

印